

[資料] フランス債務法及び時効法改正草案構想 (avant-projet) —カタラ草案—試訳(1)

上 井 長 十

1. はじめに プロジェ作成の目的
2. 草案規定 (試訳)

1. はじめに プロジェ (avant-projet) 作成の目的

(1) プロジェについて

本資料は、フランス民法における債権編、時効法の改正に向けたプロジェを紹介(条文のみ⁽¹⁾)するものである。同草案構想は、2005年9月に国璽尚書(Garde des Sceaux)に提出され、2006年に司法省から公刊(同刊行物は、前半に規定の趣旨が述べられ、後半で条文が紹介されているものである。)されたものである。なお、本プロジェについては、すでに金山教授あるいは野沢教授により、プロジェの特徴、作成の指針、作成経緯、おもな条文内容の紹介がなされている。したがって、本草案の作成に至るまでの経緯あるいは同作業に携わった人物、機関などの詳細は、先行紹介研究を参照されたい⁽²⁾。

周知のとおり、ヨーロッパではフランスに先行してオランダ、ドイツにおいてすでに民法典の改正が実施されている。さらに、ヨーロッパ契約法原則、あるいはパヴィア草案といった、統合ヨーロッパの将来を見据えた取引原則あるいはEU民法典のモデル法構想も

数多く公表されている。もっとも、本プロジェは、この200年の間、適用されているナポレオン法典にさだめたルールに最大の敬意を払い、同法典に基づき形成されてきた規範を洗い出すこと、あるいは現代社会に適合する様式に条文の文言を修正する作業を行ったものであり⁽³⁾、統一ヨーロッパを意識した諸作業と法改正の指針において相違がある。このプロジェは、フランス法における200年に及ぶ議論の集大成を法典化するということが第一の目的とされている。ピエール・カタラ教授の言葉を引用すると、本草案は「破壊を目的とした法典ではなく調整を目的としたものである」⁽⁴⁾ということになる。なお、本プロジェ刊行後に、他の検討グループが草案構想を発表しており、草案の比較考察(取り分けコース概念の条文化の是非)が激しく展開されているようである。

本稿では、具体的にいかなる内容の規定が定められ(新規か、補充か、内容の部分的修正か、用語の修正か)、それがどのように配置されているのか(条文番号の移動の有無、現行法条文の再配合の有無)、といったことについて現行法との比較考察を行う資料として草案構想の試訳をおこなった。なお、わが

日本民法典についても改正の意気込みが学者の間では高まっている。ウィーン売買条約への加入により、国際取引規範の日本国内取引法への影響も考えられる。わが国と本プロジェクト（および後続するその他の草案構想）との関係については、規定内容自体のわが国への示唆ということも検討すべきことではあるが、フランスにおける民法典改正に込めるイデオロギーの対立とその調整方法を注視していく必要があるかと思われる。

（２）プロジェクト作成の意図するところ

以下では、条文の試訳を紹介する前に、草案構想に名を連ねたレミ・カブリラック（Rémy CABRILLAC）の本構想作成の趣旨を紹介することとする^⑤。なお、同プロジェクト作成委員会の中心人物であるピエール・カタラ（Pierre CATALA）の、本プロジェクト作成指針については、野沢教授による紹介がある^⑥。

以下で紹介するCABRILLACの見解からも、本改正草案構想は、この200年の間において蓄積されてきた債権法領域における議論を法典に反映させるといったことが、主たる目的であると解することができる。検討方法、形式、内容の面から見ても、作業メンバー間ではプロジェクト作成作業にあたって、この基本姿勢を堅持して取り組むとの合意が徹底されていたことをうかがい知ることができる。

まず、CABRILLACは民法の見直し作業の目的は、修正（modification）なのか、それとも集成（compilation）なのかとの問いに対して、以下のように述べる。すなわち、契約に関係する民法、商法、消費法などの諸規定を契約法典という名の下に統一すること、判例あるいは学説の蓄積を反映させないこと、さ

らにはフランス、ヨーロッパ、全世界の期待を裏切るような最低限の見直ししか行わないことを目的としているものではないことは明らかであり、「修正」作業であることは間違いない。むしろ問題とするべきは現行法との断絶か、それとも継続かであるとする。この次の問いに対しては、このプロジェクトは民法典に対するそして先人の起草者に対する忠誠（fidélité）を約束するものである。しかしそれは、作業者の創造を抑圧するものではなく、実りある創造性（créativité）を許容するものであるとする。

（１）忠誠

忠誠の中身については、文言上の忠誠、そして民法の精神への忠誠を約束するものであるとする。

前者については以下の3点を挙げている。

①まず、学術的言語と日常的言語とのみごとな調和をはかっている1804年民法典のスタイルを踏襲しているとする。この草案作りに携わった者はポルタリスの文体に合わせることに努力を尽くしたとのことである。②さらに、文体の継続に加えて、現行法の1108条（契約の有効要件）、1134条（契約の拘束力）、1165条（相対効原則）といった「神格化」されている条文については、その位置（条文番号）を変えない工夫を行っている^⑦。③そして、過度に一般的でもなく、過度に詳細でもないルール作りを心がけている。同氏は、プロジェクト1110-2条における熟慮期間を例に挙げる。すなわち、同規定は現行民法には存在しないものであり、新設する内容であるものの、その具体的な詳細を民法典では定めず、民法典ではそのメカニズムだけを規定するだ

けにしたとする。

一方、現行民法典から引き継ぐ精神とはいかなるものであるか。①まずは、構成において一般から具体へという体裁を維持したことにある。プロジェ 1103 条がこのルールを示している。このルールは違約条項に関するプロジェ 1122-2 条が、一般ルールを民法で示し、具体的内容は消費法典で定めるといったように、一般法、特別法の区別を堅持する⁽⁸⁾。②次に、忠誠の内容として、妥協精神を引き継ぐことが重要であるとする。契約理論における自由主義 (libéralisme) と連帯主義 (solidarisme) の対立について、このプロジェの立場は両主義の妥協であるとする。それは決して思考経済性や政治的操作によるものではなく、妥協が熟慮や正当性を導くからであると主張する。同氏は 1121-4 条の価格決定に関する規定は、この価格決定問題をめぐる長年にわたる判例の彷徨い状態と学説の衝突状況下における妥協によるものであるとする。③そして、同氏は最後に諸概念への忠誠をあげる。すなわち契約の目的概念、コース概念といったフランス契約法の一般理論を支えてきた概念の継続である。それが諸外国では無視され、あるいは敬遠されている概念であったとしても、フランスにおいては数世紀を経て議論され続けてきておりこれらの概念を放棄する必要性はないとの立場である。

(2) 創造

もっとも、現行法のエキスを継続することだけがプロジェ作成の目的ではない。同氏はポルタリスの、迷信や従順、怠慢といったすべてを尊重するという精神に戦いを挑まなければならぬという言に従い、創造を試みて

いる。

現行法の精神に対しては、プロジェにおいて強力な契約正義を打ち出している。裁判所は、均衡 (équité)、濫用 (l'abus)、信義 (bonne foi) 概念の運用により、その発展に貢献した。例えば信義については、このプロジェでは、契約の履行段階から締結段階にまで及ぶことを 1104 条 1 項に規定し、その成果を条文化した。申込と承諾により瞬時に成立する契約だけではなく、長期間の交渉の末に成立する契約の存在を認めるものである。創造したもののとしてその他に合意主義 (consensualisme) の明文化 (1127 条) をあげる。内容的創造の他に、条文の形式的側面についても、創造を行った。すなわち発生原因を異にする債務あるいは異なるカテゴリーに属する法律行為を組織的に条文配置した。一方で細分化も試みている。契約成立条件の瑕疵に対する救済策リスト (sanctions) は、契約の成立条件規定の直後に配置され、相互に関連させた配置となっている。

2. 草案の内容 (試訳)

第 3 編⁽⁹⁾ 債務

序節 債務の発生原因 (1101 条から 1101-2 条)

1101 条

第 1 項 債務は法律行為または法律事実により生じる。

第 2 項 同様に特定の債務は法の力に基づき生じる。たとえば相隣関係に基づく債務あるいは公的負担 (charges publiques) である。これらは、それ

ぞれに関する箇所で扱う。

1101-1 条

- 第1項 法律行為は法的効果を生じさせるところの意思に基づく行為である。
- 第2項 約定的法律行為または約定 (convention) は、右効果を生じさせるべく二人または複数人により締結された合意 (accord) である。
- 第3項 一方法律行為は単一人により、または同一の利益を得るべく集結した複数人により、法律または慣習に基づいて認められる法的効果を生じさせるべく行われる行為である。
- 第4項 共同の法律行為は、集団構成員による集団合議によりなされる決定である。
- 第5項 一方法律行為あるいは共同の法律行為は、その性質に反しない限りにおいて、その有効性あるいは効果について合意に関する規定に従う。

1101-2 条

- 第1項 法律事実とは、法により法的効果が付与される不正行為または事件である。
- 第2項 他者に対してその者に権利がないにもかかわらず、利益をもたらす事実準契約となる。それにより生じる債務は準契約の副章において規定される。
- 第3項 何らの権利もなく他者に損害をもたらす行為は、その行為者に対して同損害の賠償を義務づける。同債務は民事責任の副章において規定され

る。

- 副章1 契約あるいは合意による債務に関する一般規定 (1102 条から 1326-2 条)

第1節 一般規定

第1款 定義 (1102 条から 1103 条)

1102 条

契約とは一人または複数人が他の一人または複数人に対して給付を行うことの合意である。

1102-1 条

- 第1項 契約当事者の一方が他方に対して相互に義務を負担する場合、同契約は双務あるいは双務的である。
- 第2項 一人または複数人が、一人または複数人の相手方に対して義務を負担するも、相手方は相互的な義務を負担しない場合、同契約は片務である。

1102-2 条

- 1 項 契約当事者が互いに自分が与えるものの対価としてある利益を相手方から受領する場合、契約は有償である。
- 2 項 契約の一方当事者が自身が対価を受領することなく他方当事者に利益を得させる場合、その契約は無償である。

1102-3 条

- 1 項 契約の両当事者が相手方に対して、自己が受け取るものと等価のものとみることが出来る利益をもたらすことを義務づけられる場合、契約は交換的であ

る。

- 2 項 契約の両当事者が、合意した対価の等価物を求めることなく、契約の各当事者または当事者のうちの特定の者が不確実な事実に基づく利得または損失の運を承諾する契約は射倖的である。

1102-4 条

- 第 1 項 表示方法に関係なく同意 (consentements) の表示によってのみ契約が成立する場合、契約は諾成である。
- 第 2 項 契約の成立が法により定められた方式に従う場合、契約要式である。同方式に反した場合、契約は無効である。

1102-5 条

- 第 1 項 附合契約とは、当事者の一方があらかじめ一方的に決定した契約条件について他方当事者が交渉の余地なく承諾するものである。
- 第 2 項 ただし、同契約については、交渉を必要とする個別条件を付加することができる。

1102-6 条

- 第 1 項 枠契約は、契約当事者が、その本質的性質を決定づける契約関係について交渉し、同契約を締結または継続することを約束する基本的合意である。
- 第 2 項 適用契約は、履行方法、とりわけ給付期日、給付回数、必要があれば給付物の価格といった履行方法について定める。

1103 条

- 第 1 項 契約は有名契約であろうと無名契約であろうと本章が対象とする一般規定に従う。
- 第 2 項 特定の契約に適用される個別規定はそれぞれの契約に関係する本法の各章に基づき、または特に人の身体あるいは知的権利、商事取引、労働関係、消費者保護に関わる事項について、他の法典あるいは法に基づき定められる。
- 第 3 項 無名契約はその契約の特質の妨げにならない限りにおいて、類似の契約に適用される規定が類推して適用される。

第 2 款 契約の成立 (1104 条から 1107 条)

§ 1 交渉

1104 条

- 第 1 項 交渉 (pourparlers) の開始、継続、破棄は自由である。ただし、それらの行為は信義則に従って為されなければならない。
- 第 2 項 交渉の決裂は、それが契約当事者の一方による不誠実またはフォートによる場合、責任を生じさせる帰責事由となる。

1104-1 条

契約当事者は原則的合意に基づいて、契約の要素を定めるべく契約の交渉を後日行うことができる。締結に向けて諸要素を信義則に従い決定し協力する必要がある。

1104-2 条

交渉の継続または破棄についての条件に関する合意は本副章の規定に従う。

§ 2 申込と承諾

1105 条

契約の成立は義務を負うことについての確定的かつ明確な複数の意思の合致を要する。

1105-1 条

申込は、申込者が特定の者または不特定の者に対して提示する契約の本質的要素が明確な一方的行為である。申込は承諾が為されれば自己の意思がそれに拘束されることを表明するものである。

1105-2 条

申込はその名宛人が申込を認知していない限り、自由に撤回することができる。合理的な期間内に有効な承諾が為されなかった場合も同様である。

1105-3 条

申込は、申込者により定められた期間内に承諾がなされなければ失効する。申込者の無能力または死亡が承諾の前に生じた場合も同様である。名宛人が申込を拒絶した場合も同様に申込は消滅する。

1105-4 条

但し、明確な期限の間、申込の有効期間が定められており、特定の者に対してその申込が為された場合、期限前の撤回、申込者の無能力、申込者の死亡は、契約の成立を妨げない。

1105-5 条

第 1 項 承諾は承諾者が申込の内容に拘束される意思を表明する一方的な行為である。

第 2 項 申込に適合しない承諾は無効である。ただし、新たな申込を構成する。

1105-6 条

法規定、当事者の合意、職業上の慣習または特別の事情がない限り、沈黙は承諾とはならない。

§ 3 契約の一方的約束と優先買受条項 (pacte de préférence)

1106 条

第 1 項 契約の一方的約束とは契約の一方当事者が、契約内容について承諾している他方当事者に対して、契約の成立には利益享受者の同意のみが欠如しているものの、本質的要素が確定されている契約の締結についての独占権を付与することを約束する合意である。

第 2 項 受益者に対してその同意を表明するために認めた期間内での約束者の撤回は、約束した契約の成立を妨げない。

第 3 項 第三者との間で締結した契約は約束の受益者に対して対抗できない。ただし、善意の第三者を保護する規定に基づく効果は妨げない。

1106-1 条

第 1 項 将来の契約のための優先買受条項は契約の締結権限を有する者が、契約

- の締結を決めた場合、優先的に受益者に対して自己と取引をする約束を申し込む約束をすることである。
- 第2項 約束者は優先権に従う契約についてのあらゆる申出を受益者に対して知らせなければならない。
- 第3項 第三者と締結した契約は優先権の受益者には対抗できない。ただし、善意の第三者保護規定の適用を妨げない。
- § 4 成立の期日と場所
- 1107条
反対の約束がない限り、契約は承諾の受領により完全なものとなる。承諾を受けた場所で契約を締結したもののみならず。
- 第2節 合意の有効性に関する本質的条件
- 1108条
- 第1項 以下の4つの条件が合意 (convention) の有効性の本質的条件である。
契約当事者の同意 (consentement)
当事者の契約締結能力
義務 (engagement) の客体を構成する目的
義務を正当化する原因
- 第2項 当事者の一方の代理人により行われる行為については、その当事者の名で行うことができる権限が必要である。
- 第3項 合意の形式については1127条以下で定める。
- 第1款 同意 (1109条から1115-1条)
- 第1段 同意の存在
- 1109条
- 第1項 有効な合意を行うためには、正常な意思を有していなければならない。
- 第2項 行為時において精神障害があったことは、無効を主張する者が証明しなければならない。
- 1109-1条
契約両当事者の意思が契約の本質的要素について合致していなければ、同意は存在しない。
- 1109-2条
同意の欠如は合意を相対的無効にする。
- 第2段 同意の性質
- § 1 同意の完全性
- 1110条
- 第1項 ある情報についてそれが契約当事者の一方にとって決定的に重要なことであるということを他方当事者が知っているか知りうべき場合には、その他方当事者は相手方に対してそれを知らせる義務がある。
- 第2項 右情報提供義務は、契約の性質または当事者の性質から考慮し自分自身で情報を取得することが不可能な場合、または相手方を信頼することに正当性がある場合にのみ存在する。
- 第3項 対象とする情報について相手方が知っていたまたは知りうべきであったことを情報提供義務についての債権者であると主張する者が証明しな

ければならない。情報所持者は自己の債務を履行したことの証明により責任を免れる。

第4項 情報が契約の目的またはコースと直接的、必然的な関連性がある場合、その情報は関連性のあるものと推定される。

1110-1 条

騙す意図のない場合であっても、情報提供義務違反は、その義務を負う者に責任を生じさせる。

1110-2 条

第1項 法により定められた特定の合意においては、熟慮期間または修正期間の満了するまで、同意は確定的かつ最終的なものにならない。

第2項 熟慮期間は、その期間の満了まで申込者の名宛人が契約を有効として同意できない。

第3項 悔悟期間は、その期間の満了まで申込者の名宛人が契約についての同意を自由に撤回することができる。

§ 2 同意の瑕疵

1111 条

同意が錯誤により為された場合、有効な同意は存在しない。詐欺により騙されて同意し、または、強迫によりやむなく同意した場合も有効な同意は存在しない。

1111-1 条

第1項 錯誤、詐欺、強迫は、もしそれらがなければ契約の一方当事者またはそ

の代理人が契約を締結しなかった、または異なる条件で契約を締結していたという場合は、同意を無効とする。

第2項 それらの決定的要因は人的要素あるいは諸事情を考慮して評価される。

1112 条

合意の目的である物の本質について錯誤に陥り、または、契約の相手方について錯誤に陥った場合、合意の無効原因となる。

1112-1 条

第1項 契約の当事者はその性質を考慮に入れて契約を締結した場合、物の本質についての錯誤となる。本質的性質について、一方の当事者が考慮に入れていることを他方当事者が知っている場合も同様である。

第2項 どちらか一方の給付について錯誤がある場合、その錯誤は無効原因である。

第3項 物の性質についての不確実性を承諾した場合、その性質についての錯誤は考慮されない。

1112-2 条

第1項 人についての錯誤は、相手方当事者の人的要素に関するものである。

第2項 人的要素を考慮した契約においてのみ、その錯誤は無効原因となる。

1112-3 条

錯誤が事実についてであろうと、法についてであろうと、本質の錯誤または人的要素の

錯誤は無効である。錯誤にうちで錯誤者に非難可能性がある場合はこの限りではない。

1112-4 条

契約当事者の一方が、物の本質的性質について誤ったのではなく、その物について単に不正確な経済的評価をした場合、その価値に関する錯誤は、それによって無効原因とはならない。

1112-5 条

物あるいは人に関する本質的ではない単なる動機における錯誤は、契約両当事者の同意における決定的要素として明示していない限り、無効の原因とはならない。

1113 条

詐欺とは、詐術または虚言により他方当事者の同意を裏切ることである。

1113-1 条

相手方がそのことを知っていたならば少なくとも合意した条件の下では契約の締結を行わなかったであろう事実の一方当事者による意図的な秘匿は同様に詐欺となる。

1113-2 条

詐欺が契約相手方の代理人、取引代表者、従業員、保証人により行われ、または相手方の教唆によるまたは相手方と共謀した第三者により行われた場合、詐欺は同様に成立する。

1113-3 条

詐欺により生じた錯誤は常に許される。それが契約の目的である物の価値または単なる

動機におけるものであっても、その錯誤は無効原因である。

1114 条

一方当事者が、その者に、その財産に、またはその近親者に対して相当な苦痛をもたらすとの畏怖を生じさせるような強制的威迫によって義務を負担した場合、強迫が存在する。

1114-1 条

濫用的な場合を除き、訴訟を提起する（司法手続に訴える）との強迫の場合は強迫とはならない。司法手続に訴えることがその目的をそらすまたは明らかに過度の利益を取得するために振りかざしている場合に強迫は存在する。

1114-2 条

第1項 強迫が契約相手方または第三者により行われた場合、強迫は義務を負担した当事者の同意を無効 (vicier) にする。強迫が契約相手方になされた場合のみならず、相手方の配偶者またはその近親者に対して強迫がなされた場合も同様である。

第2項 実際に強迫が行われることなく、父母に対するまたはその他の尊属への畏敬の念により契約を無効にすることはできない。

1114-3 条

第1項 他方当事者が明らかに過度の利益をその合意から取得するためにそのような脆弱状況を利用する場合、一方当事者の緊急の必要性または従属状

態の影響により義務を負担する場合も強迫が存在する。

第2項 脆弱状況は、とりわけ、脆弱状況にある当事者のもろさ、両当事者間における過去の関係の存在、または両当事者の経済的不均衡を考慮し、諸事情に基づいて評価される。

1115 条

第1項 錯誤、詐欺、強迫による合意は相対無効の訴権をもたらず。

第2項 契約の無効宣告 (annulation) と別に、一方当事者に損害を生じさせる強迫、詐欺、錯誤はそれをフォートにより引き起こした者に、その損害を賠償させる。

第3項 同意の瑕疵 (vice de consentement) に基づく各種訴権は、それらを代替可能 (fongibilité) なものにする全く同一の原因から生じる。

1115-1 条

無効訴権の期間は、強迫の場合、それが止んだ日より進行する。錯誤、詐欺の場合はそれが明らかになったときから進行する。

第2款 契約当事者の能力および他人の名で行為する権利

§ 1 権利能力 (capacité de jouissance)

1116 条

約束 (engagement) が有効であるためには、契約当事者において、権利の名宛人としての能力である権利能力が必要である。

1116-1 条

第1項 すべての自然人は、権利の主体として、一般的権利能力を有する。

第2項 権利能力は、一定の行為について法により設けられている個別の権利無能力あるいは能力制限 (interdiction) によって制限される。

1116-2 条 = 現行法 1125-1 条。

1116-3 条

第1項 法人は特別な権利能力を付与される。

第2項 特別な権利能力は、当該法人に適用される規定の遵守の下、定款で定められた法人の目的を達成するために有用な行為を含む。これに付随する行為も同様である。

1116-4 条

将来産まれてくる人に対する権利能力については、本法典の相続及び恵与の章に定める。

1116-5 条

契約における一方当事者が、履行の途中で権利無能力または能力制限 (interdiction) になった場合、その他の当事者により達成できない場合は、その契約は失効する。

§ 2 行為能力 (capacité d'exercice)

1117 条

第1項 法により無能力者と宣告されていないすべての自然人は、誰の補助も誰の代理もなく自分自身で契約をすることができる。

第2項 本法典の第1編に定められている原理を遵守の下、自然人は、その者が権利を行使する能力がなくなった時に備えて、その者の財産的利益の保護と管理のための準備を目的としたあらゆる行為を行うことができる。

1117-1条 = 現行法 1124条。

1117-2条

第1項 しかしながら、行為無能力により保護されている自然人は、その者の権利を保存するために必要な行為、法により明示された行為、慣習により許された日常の行為を単独で行うことができる。

第2項 その者は、同人が十分な判断力を有するのであるならば、本法典の第1巻 (livre première) または特別法に定めてある規定の遵守のもと、自分に関係する合意とその子供に関係する合意を行うことができる。

第3項 しかし、その合意についての財産的効果は、保護される当事者に適用される保護規定に従う。

第4項 本法典の第1編で定められている原則の遵守の下で、自然人は、その者が自身の権利を行使することができなくなった時に備えて、その利益を保護し管理することを企図するあらゆる行為を行うことができる。(注意：前出 1117条2項と同じもの。第4項は存在せず、誤植と思われる。)

1117-3条

第1項 未成年者はその職業に従事する中でおこなった取引、またはその者の不法行為または過失不法行為により生じた債務から免れることはできない。

第2項 未成年者によりなされた単なる成年者であるとの表明は、取消を妨げるものではない。

1117-4条

その取引が無効となりえたものまたは単に取消原因 (sujet à restitution) であるが、その取引について成年者としてひとたび追認すると、その者は未成年期間に取り交わしたその取引にもはや異議を申し立てることは認められない。

1117-5条

行為無能力によりなされる原状回復の範囲はその無効な行為により取得した利益の割合に応じて縮減する。

1118条

第1項 親権から解放されていない未成年者と本法典の 491-2条と 510-3条で定められている場合における保護されている成年者について、単なるレジオンは、それが偶然または予測できない事情によるものではないとき、あらゆる種類の約束に対する取消 (rescission) の原因となる。

第2項 レジオンによる償還は、常にその合意から利益を取得した当事者から申し出ることができる。

1118-1 条

第1項 当該無能力がその無能力者を保護する目的である場合、取引能力を有する者は、その者と契約を行った者の無能力を理由とした主張をすることができない。

第2項 取引能力を有する者は、当該行為は保護される者にとって有益でありレジオンはないこと、または当該行為はその者の利益となったことを示すことで、相対的無効の訴権またはそれらの者に対するレジオンの償還訴権を阻むことができる。

第3項 能力者になった、または能力者に復帰した相手方がおこなった行為への追認を理由に、取引能力を有する者は、無効訴権または償還訴権に対抗することができる。

1118-2 条

行為無能力が常時である場合、法は保護される者の代理または扶助 (assistance) 補助を保証する。

1118-3 条

契約をする能力のある者は、第三者に対してその者を代理する権限を付与することができる。

1118-4 条

法人はその代表者の仲介により契約をする。

§ 3 他人の名で行う権限

1119 条

第1項 法によりまたは裁判官により、またはは約束により、契約の一方当事者を代理する役割を与えられた者によって締結される約束は追加的要件⁽¹⁰⁾に従う。

第2項 法定代理、裁判による代理、または任意代理人は、本人 (représenté) の権利能力に含まれる行為の範囲内、かつ、与えられた権限の範囲内において行動しなければならない。

1119-1 条

第1項 本人は代理人によってなされた代理人の権限内の行為にのみ拘束される。

第2項 しかし、代理人は、とりわけ本人の名で為された行為が無効原因を構成する場合、その権限の行使において侵したフォートの責任を負う。

1119-2 条

第1項 代理人の受任事項が一般的な表現で表されている場合、受任事項は管理行為のみで。

第2項 代理人の受任事項が明確な表現で表されている場合、代理人は与えられた資格に関する、かつその資格に付随する行為だけを行うことができる。

1119-3 条

第1項 代理人によってなされた権限外の行為は無効である。しかし、本人は能

- 力を有する場合、それを追認することができる。
- 第2項 代理人が本人の損失を顧みずに権限の濫用により責めを負う行為についても、これらの規定が適用される。第三者が悪意で契約を締結した場合はこの限りではない。
- 1120 条
- 第1項 法定代理または訴訟上の代理の設置はその期間代理人へ付与した権限を本人から奪う。
- 第2項 任意代理では、代理人に対する誠実 (loyauté) 義務を尽くすことを条件として、本人がその権利を自由に行使することを認める。
- 1120-1 条
- 第1項 契約両当事者の名で行為すること、および両当事者の代理人として行為することを代理人は禁止される。または、本人と代理人自身が契約することは禁止される。法がそれを認めるか、または裁判官がそれらの行為を認めることを許す場合は除く。
- 第2項 または、本人の明確な承認により、あるいは団体の場合にはその構成員の正当な決定に基づきこの禁止は解かれる。
- 1120-2 条
- 第1項 無能力になりあるいは禁治産になった代理人は要請された代理事項に着手し遂行することができない。
- 第2項 合意による解任または判決による解任の場合、代理人は代理事項を遂行することができない。
- 第3款 目的 (1121 条から 1122-3 条)
- 1121 条
- 第1項 契約は一方当事者が所有権を移転する義務を負うことまたはその利用権を与えること、あるいは一方当事者が為しまたは為さざる義務をおうことをその目的として持つ。とりわけ寄託あるいは担保としてその利用権を与えることなく、物の所持 (détention) も同様に移転することができる。
- 第2項 このように約束された給付 (prestation) が契約を、権利や義務の宣言的なものとして、あるいは創設的なものとして、あるいは移転的なものとして、あるいは消滅的なものとして性質付ける。
- 第3項 これらの本質的要素と相容れないすべての条項は、書かれていないものとみなされる。
- 1121-1 条
- ある合意の目的として存在しうるものは、取引の対象となるものしかない。
- 1121-2 条
- 第1項 約束の対象となる事柄は適法でなければならない。
- 第2項 その事柄は契約成立時に可能であり存在していなければならない。
- 第3項 しかし、将来の事柄についても債務の目的とすることができる。

1121-3 条

債務は目的は確定したもしくは確定しうる事柄でなければならない。確定可能な事柄については、約束の範囲は一方当事者の一方的な意思に任せてはならない。

1121-4 条

しかし、継続的契約もしくは定期供給契約において、債権者により申し込まれる給付の価格は、その者により、独自の料金表に従って各供給時に決定しうるという合意をすることができる。異議が生じた場合、領収書とともに書面でなされた債務者による即時の申し出に対して、金額の正当性を証明することは債権者の負担となる。

1121-5 条

契約締結時において為す債務の範囲が確定されていないあるいは契約当事者の意思以外の基準に基づき後日に確定可能ではない場合、価格は履行後において債権者により確定することができる。異議が生じた場合、領収書とともに書面でなされた即時の申し出に対して、その金額の正当性を証明することは債権者の負担となる。

1121-6 条

前二条の場合において、合理的な期間内に正当理由を得られなかった債務者は、一般的に通用している価格を供託することで解放される。

1122 条

第 1 項 目的の違法は約束を絶対的無効にする。

第 2 項 目的の欠如は相対的無効となる。

1122-1 条

双務契約における約束した給付の不均衡は、無効原因ではない。法がレジオンを根拠として契約の取消 (rescission) を認める場合は除く。

1122-2 条

しかし、法が特別な規定に基づき、とりわけ消費者であることを理由にその当事者を保護する場合に、あるいは交渉がなされていない場合に、契約の一方当事者の不利益を顧みない明らかな不均衡を契約にもたらす条項は、その当事者の申し出により修正または削除することができる。

1123 条

双務契約における約束した給付の不均衡は、それが契約の履行過程において生じた場合、本章の第 3 節にさだめる規定が適用される。

第 4 款 コーズ (1124 条から 1126-1 条)

1124 条

約束がそれを正当化する現実にかつ適法なコースを持っている場合、合意は有効である。

1124-1 条

コースの欠如は合意を相対的無効にする。コースの違法性は約束を完全な無効とする。

1124-2 条

第 1 項 コースが約束において表示されていなくとも約束はなおも有効である。

第2項 黙示のコースに異議を唱える者がコースの欠如または違法を証明する。

1125 条

第1項 はじめから合意した反対給付が見せかけ、あるいは安価である場合、現実にはコースがないため約束には正当性がない。

第2項 コースの現実性と相容れないすべての条項は書かれていないものとみなされる。

1125-1 条

第1項 物の返還義務または金銭の返還義務は、その義務を負っている者への物あるいは財産の引渡が原因である。

第2項 提供された価値が負担する義務を下回っている量であった場合、後者はそのコースの範囲で縮減される。その差が合意により正当化される場合はその限りではない。

1125-2 条

義務を負う者が自身のために見いだすことができる意思的利益あるいは物質的利益とは無関係に、第三者のために約束した利益の反対給付として行うべき約束は、その利益が原因である。

1125-3 条

はじめから射倖性の欠如が契約の一方当事者が合意した反対給付について見せかけ、あるいは安価をもたらす場合、射倖契約は現実のコースをもたない。

1125-4 条

第1項 恵与の意図に基づかない場合、贈与も遺言も存在しない。

第2項 それがないれば恵与者は処分しないであろう動機がない場合、恵与は現実のコースを持たない。

1126 条

契約を締結したときに、公序良俗に反する、あるいはより一般的に強行規定に反する目的のために少なくとも一方当事者により適法なコースの欠如がもたらされた場合、約束は正当化されない。

1126-1 条

第1項 違法な目的のために契約を結んだ当事者は、そのことについて善意であった当事者に対して、契約の無効により生じるすべての損害を賠償しなければならない。

第2項 二当事者が違法性について悪意であった場合、すべての主張は排除される。

第5款 形式 (1127 条から 1128-2 条)

§ 1 一般規定

1127 条

何らかの形式で表示されていたとしても、原則として、合意は当事者の同意のみで完全である。

1127-1 条

例外として、厳粛行為については法により定められた形式に則って、なされなければならない。形式を遵守しないときは、その行為

が追完されなければ、その行為は無効 (annulation) となる。

1127-2 条

第1項 法律行為の有効性に文書が必要な場合、同章の第7節に定める要件のもとで電子形式により作成され保存することができる。

第2項 義務を負担する当事者が自筆記入を求められる場合、その付記環境が、その者によってしか付記を行うことができなことを保証するものであるならば、それを電子形式で付することができる。

1127-3 条

家族法と相続法における自署証書 (sous seing privé) については前条の規定の例外をなす。民事または商事における人的担保と物的担保についての自筆証書についても同様である。ただし、それらを作成する者がその職務のために作成する場合は除く。

1127-4 条

形式の誤り又は不備による無効訴権の扱いは、法により定めがない場合は、その形式により保護しようとする利益の性質に従う。

1127-5 条

証明のためにまたは対抗力のために要求される形式は合意の有効性に何ら影響を及ぼさない。

1127-6 条

形式に関する別段の規定または合意がない

限り、以前に行った約束を修正する約束または約束を終了する約束は、以前行った約束と同じ形式方法に従ってなされる。

§ 2 電子契約における形式

1128 条

専門家として、電子通信手段により、物の供給またはサービスの提供を申し込む者は、適用される契約条件を、それが保存できかつその複製ができる措置を講じる。電子機器によりアクセスできるかぎり、申込において言及されている有効要件を害することなく、申込者はその申込に拘束される。

申込はその他に以下のことを言明する：

- 1 電子通信手段により契約を締結するための手続過程
- 2 利用者が契約締結前に実行することができるデータ収集時に犯した誤りを確認する技術手段とそれを訂正する技術手段
- 3 契約締結のために用いられる言語
- 4 契約のアーカイブ化において、申込者によるそのアーカイブ化の方法とアーカイブ化された契約へのアクセス条件
- 5 申込者が万一の場合に従うことになる専門規則と取引規則を電子通信手段により閲覧する方法

1128-1 条

第1項 契約が有効に締結されるためには、申込の受取人が承諾の表示をするために注文内容を確認する前に、その注文とその総額の詳細を検査する機会および、未然の誤りを発見する機会がなければならない。

第2項 申込者は、受領を合理的な期間内に、

その者に送られてきた注文と同じ電子通信手段により通知しなければならない。

第3項 注文、申込の承諾の内容確認、および受領通知は、その名宛人がそれにアクセスすることができる時に受領されたものとみなす。

1128-2条 = 現行法 1369-6条。

第6款 措置

§ 1 無効

1129条

約束はその有効のために要求される要件を満たしていない時、無効である。

1129-1条

第1項 違反した規定が一般利益の保護を目的としている時、無効は絶対または公序である。

第2項 違反した規定が私的利益の保護を目的とする時、無効は相対的または保護である。ただし、身体保護のように私益的利益が基本的利益から生じている時、無効は絶対的性質をもつ。

1129-2条

第1項 絶対的無効は、利益が認められるすべての人および検察官が援用することができる。絶対的無効は裁判官によっても職権で (d'office) 指摘 (relever) することができる。

第2項 絶対的無効は行為の追認 (confirmation) により治癒されない。行為は

再度行わなければならない。

1129-3条

相対的無効は、法が保護する者によるのみ援用することができる。訴権を有する者はそれを放棄し、約束を追認することができる。

1129-4条

第1項 法が無効訴権を認めている債務の追認証書または承認 (ratification) は、そこに同債務の本質を見ることができ、無効訴権の理由記載をみることができ、無効訴権を基礎付ける瑕疵を修復する意図をみることができ、場合にのみ有効である。

第2項 追認証書または承認がなくても、債務を有効に追認または承認することができる時期の後に債務が意図的に履行されることで足りる。

第3項 法により定められた形式および時期における追認、承認または意図的な履行は、その行為に反対することができる主張と抗弁の放棄をもたらす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

第4項 無効訴権が複数人に帰属する場合に、そのうちの一人が放棄をしても、その他の者による無効訴権には影響を及ぼさない。

1129-5条

追認又は承認を行うことができる当事者に対して、相手方は追認または承認するのか、または無効を主張するのかについて6ヶ月の期間内に回答するよう催促することができる

る。ただし、徒過した時は、失権する。

1129-6 条

第1項 贈与者はいかなる追認証書によっても、形式において無効である生前贈与の瑕疵について治癒されない。適正な形式で再度行わなければならない。

第2項 贈与者の死後における、相続人あるいは贈与者の承継人による、追認、承認、または贈与の任意の履行は、形式の瑕疵あるいはその他のあらゆる抗弁について対抗することの放棄をもたらす。

1130 条

第1項 絶対無効の訴権は10年で消滅する。相対無効の訴権は3年で消滅する。法が別段の定めをするときはのぞく。

第2項 無効の抗弁は、それがいかなる履行も受けていない約束に関するときは消滅しない。

1130-1 条

無効は裁判官により宣言される。行為当事者が満場一致で無効を認めているときは除く。

1130-2 条

第1項 無効原因が約束のある条項についてのみの場合、その条項が決定的な要素を構成するとき、行為のすべてが無効になる。

第2項 約束は、違反があった規定の目的が

その存続を求めている、または法により債務者を拘束するとは書かれなかったものとみなす場合、存続する。第3項 行為の一部についてのみ無効となる場合も、本条の規定が適用される。

1130-3 条

第1項 無効な約束ははじめから存在しなかったとみなされる。

第2項 すでに為された給付は、1161条から1164-7条に定められた区別にしたがい、現物または価値による返還の原因となる。

§ 2 失効

1131 条

第1項 有効に成立した約束は、構成要素のうちの一つの消滅または約束の有効性を根拠付ける外的要素の不履行により失効する。

第2項 失効は、場合に応じて遡及的にまたは将来においてのみ効力を生じる。

§ 3 対抗不能

1132 条

第三者に対して完全に効力を生じるすべての要件を満たさない約束は第三者に対抗できない。

1131-1 条

対抗不能は相対的である。約束自体を無効にするものではない。対抗不能は、約束により被害を被らない権利を有する者に対する約束の効果を及ぼさなくする。右権利を有する者が、フロードを犯しているまたは証書の公

布を怠っているというような、無効を正当化する諸事情についての証明をする責任を負う。

§ 4 適正化 (régularisation)

1133 条

行為 (acte) の重要な部分に存在する不完全さの解消、または要件とされる形式の遂行といった適正化を法が認めるとき、その行為は完全な効力を回復する。

第3節 合意の効果 (De l'effet des conventions)

第1款 一般規定 (1134 条, 1135 条)

1134 条

第1項 適法に成立した約束はその約束をした当事者の法に代わる。

第2項 約束は当事者双方の同意 (consentement) または法が認めた理由に基づかない限り、その修正または撤回をすることができない。

第3項 約束は信義誠実に履行されなければならない。

1134-1 条

当事者は約束、慣習、または法に基づく要件の下で、翻意する権限を留保することができる。また一方当事者は他方当事者の右権限行使についての同意をすることができる。

1135 条

1項 = 現行法の 1135 条。

2項 = 現行法の 1160 条の移転。

1135-1 条

継続的契約または間隔供給契約 (échelonné) において、諸事情により双方の給付の当初における均衡が崩れ、その契約が当事者の一方についてのすべての利益を失わせる場合に備えて、当事者は合意を修正する交渉を約束することができる。

1135-2 条

そのような条項がない場合、契約における利益を失う当事者は、大審裁判所の所長に、新たな交渉を命ずることについての申し立てをおこなうことができる。

1135-3 条

第1項 万一の場合、本編の第1章で言及している交渉をおこなうことになる。

第2項 交渉の決裂は、不誠実の場合は別として、両当事者に費用負担、損害負担なく契約を解約 (résilier) する権利を付与する。

第2款 解釈と性質決定 (1136 条から 1143 条)

§ 1 解釈

1136 条 現行 1156 条

1項 用語の字義的意味の探求に留まるのではなく、約束における契約当事者の共通に意図は何であっかを探求しなければならない。

2項 同様に単独行為においては行為者の実際の意図を優先させなければならない。

3項 集団による決定の解釈においては、集団における構成員の共通利益にもっと

も合致する意味を優先させなければならぬ。

1137 条

1 項 契約におけるすべての条項は、それぞれの条項に行為全体の一貫性を尊重する意味を付与しつつ、相互の条項を関連づけて解釈される。

2 項 締結された種々の契約全体から見て、相互依存関係にある契約は、それらが与えられた作用に関連して解釈される。

1138 条

明確で鮮明な条項は解釈を必要としない。さもなければ、行為の変質を生じる。

1138-1 条 = 現行 1163 条

1138-2 条 = 現行 1164 条

1139 条

契約は公正 (en raison) に、衡平に解釈される。

1139-1 条 = 現行 1157 条

1139-2 条 = 現行 1158 条

1139-3 条

多義的な部分は、契約が締結された場所の慣習と当事者の取引実務に基づき解釈される。

1140 条 = 現行法 1162 条。

1140-1 条

しかしながら、契約規範 (loi contractuelle) が一方当事者の優位な立場を利用して策定された場合、それは他方当事者の立場にたって解釈しなくてはならない。

1141 条

契約の解釈は、契約を構成する要素全体の分析に基づく。契約の本質的要素についての誤解は、契約の変質 (dénaturation) となる。

§ 2 性質決定

1142 条

第 1 項 契約当事者がその合意について名称を付けていた場合、それに従うべきである。

第 2 項 その名称が不正確である場合、裁判官はその性質決定を修正する。その性質決定が裁判官を拘束する場合は除く。修正するにあたって、契約当事者が、現実において合意の基礎に付与した要素に基づかなければならない。

1142-1 条

契約における本質的要素の一つについて修正する場合、新しい性質決定をその契約に付与するべきである。

1143 条

当事者が選択した性質決定に対応する有効要件に合致せず無効な行為は、効果が当事者の意思に適合しているその他の行為に関する有効要件に合致する場合、存続し修正される。

第3款 債務の種類 (1144条から1151条)

1144条

為す債務は、仕事の実現あるいは役務の給付のように、請負または役務の賃貸といったある行為を目的とする。為さざる債務は競業避止あるいは活動非再開あるいは秘密保持あるいは建築避止といった不行使を目的とする。

1145条

与える債務は、売買あるいは贈与あるいは債権の譲渡あるいは用益権の設定といったような、所有権またはそのほかの権利の譲渡を目的とする。

1146条

利用を付与する債務は、賃貸借あるいは使用貸借といった、ある物の利用を、その返還を条件として委譲することを目的とする。担保や寄託のように利用権なく所持を任せる約束には同債務は存在しない。

1147条

第1項 債務が金額を対象とする場合、それは金銭債務である。その他のすべての債務は現物債務という。

第2項 金銭債務は反対の規定または反対の約束がない限り、外国通貨に代替可能である

1148条

第1項 価値債務は債権者に金銭または現物で状況により変動する経済的利益を提供することである。一定期間後の、履行期日にその総量を現実化する

ることによって相応の満足を債権者に保証するものである。

第2項 価値債務は、その目的が支払期日において確定しうる金額の給付にあるとき、金銭債務である。その目的が、ある者の欲求あるいはある物の監理に必要なものを与えるとき、それは現物債務である。二つの場合において、合意または裁判により、修正できる金銭債務に変えることができることを留保することができる。

1149条

第1項 債務者が、不可抗力の場合は除き、債権者に約束した満足をもたらす義務を負う場合、その債務は結果債務である。それゆえ、例外の場合を除き、定められた目的に到達しなかったという事実だけで債務者の責任は生じる。

第2項 債務者がもっぱら一定の目的を達成するために通常必要とされる注意と専心を尽くす義務を負う場合、その債務は手段債務である。それゆえ、債務者が注意と専心を怠ったことを証明することで債務者の責任は生じる。

1150条

契約上の一定の約束に本質的に存在する安全債務は、債権者の身体やその財産の完全性に注意することを命じる。

1151条

自然債務は、他者に対する良心義務を内容

とする。同債務は、返還を求めることができない任意の履行の、あるいは、債務の履行からの解放に関する執行上の約束の原因となりうる。

第4款 債務の履行 (1152条から1156-2条)
1152条

第1項 与える債務は、原則として同意 (consentement) の交換のみによりにより、履行される。

第2項 しかし、その履行は契約当事者の意思で、あるいは法の規定で、あるいは物の性質により延期することができる。

第3項 その目的が有体物であれ、無体物であれ同債務は現物で履行される。

第4項 その債務の履行は債権者を移転された権利の享受者にする。そして引渡 (tradition) がまだなされていなくとも、同権利の目的である物の全責任を債権者は負担する。

1152-1条

第1項 与える債務は、物の解放義務 (délivrer) と解放まであらゆる善良の父の注意を注いで、保管する義務をともなう。

第2項 物の喪失は債務者をその義務から解放する。債務者がその者のフォートなしに喪失したことの証明をしなければならない。しかし、その物について何らかの賠償金に関する権利あるいは訴権があるならば、債権者に譲渡しなければならない。

1152-2条

第1項 債務者が物の解放を求められた場合、その物は債務者の危険に残るか債務者に移る。

第2項 物の喪失の場合、遅滞にある債務者は代金を返還しなければならない。その物が債権者に引き渡されていたとしても、その物が同様に債権者の下で喪失したであろう場合はこの限りではない。

1152-3条

催告、または、それと同等の十分な催告としての効果をもつ行為により、あるいは、約束であらかじめ期限を決めている場合における単なるその期限の到来により、債務者を付遅滞にする。

1153条

相次いで二人の者にもっぱら動産を与える義務を負担する場合、証書において後であったとしても、所持が善意であれば、実際に所持している者が優先し所有権者に留まる。

1153-1条

不動産を与える債務の効果は、売買の章 (titre)、先取特権と抵当権の章 (titre) に定める。

§ 2 為す債務または為さざる債務

1154条

第1項 為す債務は現物での履行が可能な場合、履行される。

第2項 同債務の履行はアストラントまたはその他の強制手段により命ずること

- ができる。ただし、もたらされる給付が極めて個人的性質を持っている場合は除く。
- 第3項 いかなる場合も債務者の自由あるいは尊厳を侵害する強制により同給付を取得することはできない。
- 第4項 現物による履行の代わりに、為す債務は損害賠償に変わる。

1154-1条

為さざる債務の不履行はその違反の事実のみで当然に損害賠償に変わる。債権者に将来に向けた現物履行の請求権がある場合は除く。

1154-2条

債権者は、債権者自身により債務を履行すること、あるいは、債務不履行によりなされた事柄を消滅させることが許される。必要に応じてその履行に必要な金額を前もって支払うことを命ぜられる債務者がすべての費用を負担する。

§ 3 利用を付与する債務

1155条

- 第1項 ある物の利用を付与する債務は、一定期間の間、給付する状態のままで、その物を解放し、維持しなければならない。その後、所持者はそれを返還しなければならない。反対の約束または規定がある場合は除く。
- 第2項 これらの債務は有体物あるいは無体物を対象とする。
- 第3項 これらの債務は現物で履行される。

1155-1条

物の利用の要求に関する複数の者における争いは、はじめに名義 (titre) を取得した者が優先する。

1155-2条

当事者が物の返還期日を定めていなかった場合、その物は合理的な期間内に、かつ、緊急を要する場合を除き、債務者になされた催告 (préavis) の後に返還されなければならない。

1156条

しかし、当該物にかかわる債権として支払われるべき金額について所持者への完全な支払があるまで、所持者は物を留置することができる。

第5款 債務不履行と契約の解除

1157条

- 第1項 双務契約において、各当事者は、相手方が債務を履行しない限り、自身の債務の履行を拒絶することができる。
- 第2項 不履行が不可抗力またはその他の正当な原因によるものである場合、不履行が決定的でない時は、契約も一時延期される。
- 第3項 同時履行の抗弁権の主張に対して、他方当事者は、契約の延期は正当ではないと裁判所に対して証明し、抗弁を主張することができる。

1158条

- 第1項 すべての契約において、一方当事者

- は、約束 (engagement) を履行していない、あるいは約束の履行が不完全である他方当事者に対して、約束の履行を追求するか、それとも契約の解除を主張するか、それとも損害賠償を請求するかについて選択することができる。必要がある場合は、履行あるいは解除に加えて損害賠償を請求することができる。
- 第2項 契約の解除を選択したときは、債権者は会い序を裁判官に求めることができ、あるいは、自身で不履行の債務者に対して合理的期間内に約束を果たすことを命じることができ、それがなされないときは、契約を解除 (résoudre) する権利を有する。
- 第3項 不履行が継続している場合、債権者は債務者に契約の解除と解除を正当化する根拠を通知 (notifie) する。解除は相手方によってその通知が受領された時から効力を生じる。
- 1158-1 条
- 第1項 債務者は、債務者に帰する懈怠は契約の解除を正当化するものではないと主張して、債権者の判断に対する異議を裁判所に唱えることができる。
- 第2項 裁判官は、諸事情を勘案して、場合によっては債務者に期間を与えて、解除を有効とし、あるいは契約の履行を強制することができる。
- 1159 条
- 第1項 解除条項は、不履行によって契約が解除される約束 (engagement) であることを明確に表現するものでなければならない。
- 第2項 解除は、不履行という事実のみで効果が生じるとの合意がない場合は、不奏功に終わった付遅滞に基づきなされる。不遅滞は、それが明確な表現で解除条項であることの注意を促すものでないかぎり、効力を生じない。
- 第3項 いかなる場合においても、解除は、債務者に対して通知がなされ、それが受領された日から効果が生じる。
- 1160 条
- その履行が分割できるものであるならば、解除は契約の一部についてだけ効果が生じる。
- 1160-1 条
- 第1項 契約の解除は、契約当事者をそれぞれの債務から解放する。
- 第2項 継続的契約あるいは定期的供給契約において、解除は解約 (résiliation) となる。契約当事者の約束は解除の決定 (assignation) 時あるいは一方的解除の通知時から、将来に向けて終了する。
- 第3項 契約が部分的に履行されている場合、その相互の履行が各契約当事者の債務に適合している時は、なされた給付の返還あるいは賠償を許さない。
- 第4項 即時履行の契約における解除は遡及 (rétroactive) する。本節第6款で

- 定める規定に従い、各当事者は相手方に対して受領したものを返還する。
- 第6款 契約の消滅 (anéantissement) 後の返還 (restitutions)
- 1161条
- 第1項 契約の無効あるいは解除による消滅後の返還は、以下の規定に従いおこなわれる。
- 第2項 これらの規定は、特別な規定あるいは合意がないかぎり、その他の返還場面でも、とりわけ遡及効を生じる失効において、適用される。
- § 1 原則
- 1162条
- 第1項 遡及的な契約の無効と解除は、必要があれば当事者相互に、当然に契約の履行として受領した利益の全部の返還をまぬがれない。
- 第2項 無効あるいは解除が当事者の一方の責めに帰すべき事情によるものであった場合は、その者はそのほかに相手方に対してすべての損害の賠償を行わなければならない。
- 1162-1条
- 第1項 返還債務は元の債務の弁済のために約束された担保 (garanties) の恩恵を受ける。
- 第2項 返還債務はそれをもたらした無効あるいは解除と同じ期間の時効にかかる。
- 1162-2条
- 第1項 無効あるいは解除の訴を提起された裁判官は、返還についても請求がないとしても、返還について職権で判決を下すことができる。
- 第2項 裁判官は返還に替える金銭債務の裁判上の相殺を言い渡す。
- 第3項 無効あるいは解除の判決は、返還債務に適用される時効の転換 (intervention de la prescription) をもたらし。
- 1162-3条
- 故意に公序良俗に背いた、あるいはより一般的に強行法規に背いた者に対しては、すべての返還を拒否することができる。
- § 2 返還の方法
- 1163条
- 返還の方法は契約の履行として為された給付の性質による。
- 1163-1条
- 第1項 為す債務あるいは為さざる債務の履行の後の返還は、価値により行われる。
- 第2項 返還の額は、返還の日における当事者の評価に基づき、契約当事者が契約の履行から取得した直接、そして間接の利益を考慮して計算される。
- 1163-2条
- 金銭の返還は等価により為される。それ故、返還は契約により提示された数額である。

1163-3 条

第1項 有体物の返還は、その物がなおもそれを受領した当事者の所持のもと存在している場合、現物で行われる。

第2項 意思的あるいは不可抗力で消滅した時、あるいは加工された時、あるいは組み入れされた時で、その物がもはや特定することができない場合は、返還は価値により行われる。

第3項 その物が一部だけ滅失し、あるいは加工されあるいは組み入れられた時、返還を受ける者は価値の完全な返還あるいは一部の現物の返還と価値による補填のいずれかを選択することができる。

1163-4 条

金銭以外の種類物の返還は等価により行われる。ただし、返還を受ける者が価値の受領を欲しない場合は除く。

1163-5 条

第1項 返還すべき物が不可抗力あるいは第三者の行為により滅失した場合、返還は保険あるいは責任による填補、または代位による填補債権に当然に移行する。

第2項 返還されるべき物が売却された場合、返還は当然にその代金あるいは代位による売買代金債権に移行する。

1163-6 条

返還が現物により行うことができない、あるいは代位による場合は、すべて判決を下す

日において債務の弁済期における状況を勘案して物の価値を裁判官が評価する。

§ 3 補充規定

1164 条

返還は弁済日において為された主要な給付およびそれに付随するものを対象とする。

1164-1 条

返還すべき金銭に付随する物として、法定利息と価格を補完するものとして価格を受領した者の手中にある支払済みの税を含む。

1164-2 条

第1項 返還が金銭以外の他人の物である場合、それに付随する物として果実とその物がもたらした利用利益を含む。

第2項 天然果実、生産果実、民事果実の返還は、現物が存在しないとしても、債務弁済日における物の状況を勘案して、返還の日に評価した価値に基づきなされる。物の改善をおこなった者によって物の改善にかかわる収入が生じた場合、返還は当初の状態のまま生じたであろうものと比較して為される。

第3項 利用利益の返還は判決を下す日に裁判官により評価される。

1164-3 条

契約により生じた費用は、無効あるいは解除について責任のある当事者の負担に帰することができる。

1164-4 条

第1項 物に関する費用は返還の対象となる。

第2項 物の返還を受けた当事者は、その物の保管に要したすべての費用を負担した当事者に精算しなければならない。

第3項 同様に、その価値が増加した範囲で、物の状態を改善した費用を精算しなければならない。

1164-5 条

反対に、物を返還しなければならない者は、その価値を減殺したあるいはその喪失を招いた毀損あるいは破損について責任を負う。

1164-6 条

返還される物についての値上がりと値下がり、返還の日に評価される。

注

- (1) なお、現行法規定の文言を変えずに、条文番号のみ変更する修正を行っている条文については、適宜試訳を省略しているところがある。それらについては、「法務資料第441号フランス民法典—物権・債権関係—」（法務大臣官房司法法制調査部）を参照されたい。
- (2) 金山直樹「フランス民法典改正の動向」ジュリスト1294号95頁以下、野沢正充「民法改正の国

際的動向—フランス」ジュリスト1362号（2008年）32頁。

- (3) Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription, Pierre CATALA, la document française, 2006, p. 13.
- (4) op. cit., CATALA, p. 13.
- (5) Rémy CABRILLAC, Réforme du droit des contrats: révision-modification ou révision-compilation?, RDC 2006/1, p. 25.
- (6) ピエール・カタラ / 野沢正充訳「シリーズ・日本民法改正試案提示の準備のために [5] フランス—民法典から債務法改正草案へ」ジュリスト1357号136頁以下。
- (7) 条文の体裁を見ると枝番号が多用されていることが分かる。債務法の根幹をなす条文は、内容のみならず条文番号もセットで、すべての法律家の間に「共有財産」とされている。1804年法への忠誠を、この共有財産を侵さないことを示すことでより強くアピールする意図がうかがえると同時に、その実現のためには枝番号を多投せざるを得なかったようである。
- (8) op. cit., CATALA, p. 12. 「民法は衡平な法であり、アプリアリに当事者の一方を有利に扱うことなく、現在ある諸利益に配慮を示すものである」とのカタラ発言。
- (9) 法典の見出しについては、「法務資料第441号フランス民法典—物権・債権関係—」（法務大臣官房司法法制調査部）に基づいた。現行民法典には存在せず、新たに草案で設けられた chapitre préliminaire については、「序節」, sous titre については「副章」と訳した。
- (10) 本プロジェクトの1108条2項を想起せよ、との注意書きがある。